

善通寺市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき公表します。

令和3年3月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 壽賀崎久

令和2年度財政援助団体監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

記

1 監査内容

令和元年度及び令和2年4月1日から令和2年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況が、法令等の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて監査した。

2 監査の対象団体等

(1) 団体名 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合

まんのう町外三ヶ市町山林組合

(2) 所管課 農林課

第1 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、本市が、補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査の方法

まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合・まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合・まんのう町外三ヶ市町山林組合への令和元年度及び令和2年4月1日から令和2年12月31日の補助金等に係る「出納その他の事務」の執行状況について、関係資料の提出を求め、証拠書類、会計経理は適正に行われているか、事業は交付目的に沿って行われているか等に主眼を置き、関係者から事情聴取を行うことにより実施した。意見は担当課を通じて事務局へ報告するものである。

第3 監査の実施日

令和3年2月7日

第4 監査対象団体への負担金の額

(1) 市負担金

監査対象団体への補助金の名称	金額
まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合負担金	2,208,000円
まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合負担金	603,000円
まんのう町外三ヶ市町山林組合負担金	46,400円

第5 監査の結果

令和元年度事業報告書、収支決算書等、令和2年度事業計画、収支予算書等の証拠書類等を監査したところ、全般的に概ね適正であった。比較的軽微な事項については、記載を省略している。なお、改善・検討及び意見を要する事項は、次のとおりである。

まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合

まんのう町外三ヶ市町山林組合

指摘事項 なし

意見事項

（農林課）

巡視員手当てについて

各山林組合の収支決算書等に記載されている巡視員手当てについては、組合ごとに月払い手当てと年払い手当てがある。今後、手当ての詳細について理解しやすい記載が必要と考えられるので、各山林組合に説明されるよう申し入れされたい。